

小学校の臨時休業等に伴うファミリー・サポート・センター事業 の利用料にかかる財政支援について

(子ども・子育て支援交付金 (内閣府所管))

今般の小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用については、今回の措置の特殊性に鑑み、国庫補助の対象とするもの。

補助概要

<基準額 (案) >

小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料を減免した場合に加算

1日当たり 6,400円

<負担割合>

今回の措置の特殊性に鑑み、国庫負担割合10/10とする。